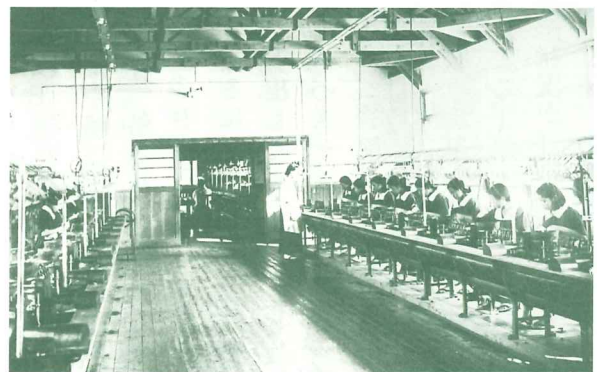
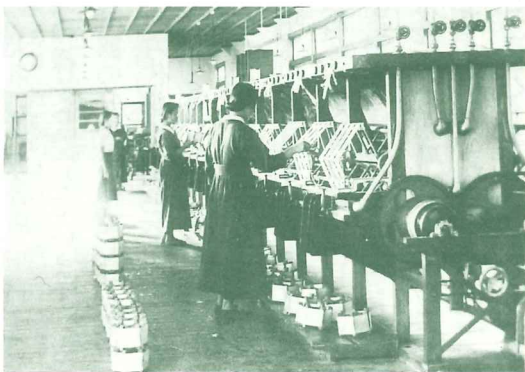


厚木市史たより 第6号

平成24年8月1日

題字は渡辺華山筆「游相日記」から文字を抽出して作成したため、清音の「たより」としました。



神奈川県立繭検定所全景と作業風景『目で見える厚木・愛甲の100年』所収
上段写真左端の道路は当時「中学通り」と呼ばれた県道603号上粕屋・厚木線

神奈川県立繭検定所開設

安政六年（一八五九）の横浜開港とともに海外からの生糸需要が高まり、蚕糸業が発展し、県内には次々と関連施設がつけられていきました。

ことに大正中期から昭和の初期にかけて農家の現金収入となる養蚕業が盛んで、生産された繭は厚木に集められました。取引時期になると厚木の町は繭取引業者、県内外の製糸業者らで大変な賑わいであったようです（『厚木産業史話』）。当時作られた「厚木音頭」の一節には「ハア、繭の山から厚木が明けりゃ」とあるように、愛甲郡では養蚕が経済の中心でした。新聞やAK放送（ラジオ放送）では連日繭市況が報じられていました。

厚木町では県の指導で大正十一年（一九二二）株式会社厚木繭糸取引所が設けられ、市場取引が奨励されました。若尾繭乾燥場や収繭倉庫が建設され、生繭の乾燥とその保管が行われていました。厚木町天王大縄手六〇四番地（現在は厚木市役所が建つ）に県立繭検定所が開所したのは昭和八年（一九三三）六月、総工費四万余円、建物総坪数四八二坪。ここで生繭の品質検査が行われました。昭和十一年（一九三六）七月八日付の新聞記事によると、上の写真にある女工さんは、研修を受け「技術試験にパスした模範工揃い」と、若い女性の憧れの職業であったようです。

検定所はその後次第に拡張されましたが、戦争による貿易の悪化と化学繊維の普及とともに生糸業者は廃業するものも多く、戦後に蚕業取締所と共に海老名の蚕業センターに吸収されました。

（葉山記）

元禄大地震とその被害

厚木市史編集委員会委員長 内藤 佳康

1 はじめに

元禄十六年(一七〇三)十一月二十二日丑刻(午前二時頃)、俄かに大地震が発生。震源地は房総半島南端の野島崎付近、マグニチュード8.1程度と推定されています。被害は房総半島南部と相模灘方面、東海道各宿、特に小田原城下で被害が生じました。

この元禄十六年の大震災ではどの様な被害が生じたのでしょうか。『徳川実紀』や『小田原市史』、地方文書、記録等からその被害を見て行きましょう。

2 江戸の被害の様子

慶安二年(一六四九)六月二十日発生の大地震以来、およそ五十年振りの元禄十六年の大地震が発生しました。これより六年前の元禄十年十月十二日地震が発生して以来、江戸では大きな地震がありませんでした。

徳川家の歴史を編纂した『徳川実紀』によると、元禄十六年十一月二十二日丑刻の地震について次のとおり記しています。江戸では、突然の大地震であったため、郭内石垣が諸所崩れ、櫓多門が多数倒れました。諸大名はじめ多くの人の家も転倒しました。江戸市中では大火が発生(二十九日)、小石川より失火、風も激しく湯島天神、神田明神、両国橋も焼落、深川方面まで延焼しました。

また相模、安房、上総では海水がわきあがり人

家類崩し、火災も発生しました。これは慶安二年以来の地震と記しています。

江戸中期の儒学者新井白石は『折たく柴の記』(日本古典文学大系95岩波書店211頁)で、次のように大地震の様子を記しています。白石は地震後、直ちに家族の安否を確認し、主君甲府藩主徳川綱豊(後の六代將軍家宣)公の藩邸に向かいました。

〔前略〕我はじめ湯島に住みし比、癸未の年(元禄十六年)、十一月廿二日の夜半過るほどに、地おびた、しく震ひ始て、目さめぬれば、腰の物どもとりて起出るに、こ、かしこの戸障子皆たふれぬ。(中略)神田橋のこなたに至りぬれば、地またおびた、しく震ふ。おほくの箸を折るごとく、また蚊の聚り、なくごとくなる音のきこゆるは、家々のたふれて、人のさけぶ聲なるべし。石垣の石走り土崩れ、塵起りて空を蔽ふ。(中略)やがて日比谷の門に至るに、番屋たふれ、壓されて死するものくるしげなる聲す也。(中略)かくて、かの火出しところにゆきて見るに、たふれし家に、壓れ死せしものどもを引出したる、こ、かしこにあり。井泉ことごとくつきて水なければ、火消すべきようもあらず。(後略)〕

以上のように、白石は日比谷門外の角にあった藩邸までの道筋の状況をつぶさに記しています。家の倒壊による圧死、火災発生、液状化等により江戸の混乱状況が詳細に記述されています。

余震は翌二十三日も止まず、幕府は二十七日に大社・大寺へ祈祷を命じています。小田原藩主大久保忠増の居城である小田原城が大破しました。

余震は、十二月に入っても止まず、毎日数十度あったことを伝えています。さらに相模、安房、上総国の沿岸部では津波が襲い大被害が生じました。次に、相州各地の地震被害を見てみましょう。

3 小田原の被害の様子

相模国では小田原方面の被害が大きく、以下『小田原市史』、『神奈川県史』等を手掛りに震災被害を見てみましょう。

この地震は相模国を襲った地震の中で最も大きな地震であったと思われ、特に小田原地方の被害が甚大でした。「小田原地震覚書」(『小田原市史』史料編近世II藩領1史料253 377頁)によると、この地震で城の天守閣・本丸御殿・二ノ丸屋形が倒壊、さらに出火、建物はすべて焼失しました。城門・堀・石垣・家中屋敷・町屋など残らず潰れてしまいました。死者の数は侍三四人、番帳外二七人、又者七五人、町人六五一人、郷村農民六一三人、箱根一八人、豆州七七二人、その他小田原藩領内で合計二二六一人が亡くなり、旅人四人も犠牲になりました。また家屋の倒壊は八三六軒にのぼりました。箱根関所への道筋も崩れ落ち人馬往来も困難となりました。二十五日から、箱根口で焼け出された町人達に、大釜五個が据えられ施行粥が七日間実施されています。

地震発生後の十一月二十三日、直ちに家臣梅原九郎左衛門らが江戸に向かい藩主大久保忠増に惨状を報告しました。大久保忠増は幕府から一万五千両を借金し、御暇を貰い十二月五日江戸を発つて翌六日小田原に到着し復旧にあたりました。

豆州小田原領分では、大分津波で家を引かれ、死人も生じていることが記録されています。また城下の城廻りが津波に襲われ大破しました(『神奈川県史』資料編5近世②)。

4 厚木の被害の様子

では厚木方面ではどのような被害が生じたのでしょうか。厚木町地震被害記録(『改正甘露叢』卷二十)(『厚木市史』近世資料編(6)村むらと生活28頁)から紹介してみます。

〔元禄十六年〕十一月廿二日丑刻大地震、百七十年以来無之事ト云、或説ニ越後高田地震以来ノ大地震トナリ、宵ヨリ電光強ク、地震ノ後、丑ノ半刻ヨリ星落飛テ暁ニ至ル、辰巳ノ方電光ノ如ク折々光アリ、地震ノ前ニ地鳴ルコト雷ノ如シ、大ユリハ三度、小ユリハ数不知、凡一時ノ中ニ三、四十度震フ(中略)牧野備前守領分相州(厚木)原大町、在家大形崩レ、内六十軒焼失、死人五十九人・死馬二疋〕

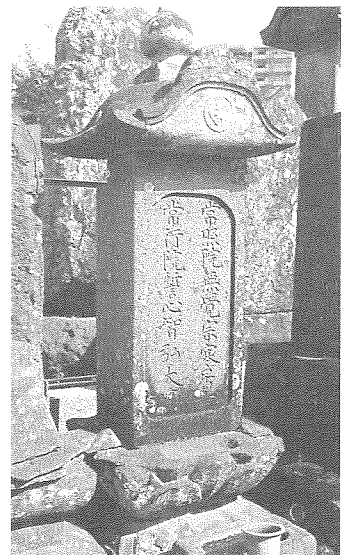
と記されています。

また、下萩野村(厚木市)の武兵衛は

〔元禄十六年^(辛卯)末十一月廿二日之夜八ツ頃、大地震^(元禄十七年)ニ而^(元禄十七年)不^(元禄十七年)残家つぶす、それ方恐しくゆる、事、明^(元禄十七年)正月・二月まで、以後不作統(後略)〕(『厚木市史』近世資料編(5)村落3資料126頁)

と書き留めています。

また、厚木市寿町臨濟宗長福寺の過去帳から、この地震で死亡した法名書上(『厚木市史』近世資料編(6)村むらと生活資料11 27頁)によると、二七名が死亡しています。この内訳は子供一二名、女性九名、男性六名となっており、子供の様



内田半右衛門墓石
(寿町長福寺所在)

性が際立っています。現在も地震犠牲者の一人、内田半右衛門の墓石がこの長福寺に残っています(『長福寺墓石調査報告書』64頁 厚木市博物館資料集No.16 平成九年三月三十一日発行)。

また市内旭町、旧智音寺墓石調査によると、元禄十六年十一月二十三日刻銘の墓石二基、市内幸町、宝安寺でも三基の墓石が確認できます。

このように、長福寺一ヶ寺で檀家二七名の犠牲者数を確認出来るし、智音寺・宝安寺でも犠牲者が確認できることから、被害の大きさが類推できるでしょう。

次に、市内上落合の浄土真宗長徳寺の記録を紹介しておきます。

〔元禄十六年^(癸卯)末十一月廿二日夜八ツ時、大地震落合ニ家数五十余軒不^(元禄十七年)残破却、此節当寺本堂梁柱不^(元禄十七年)残損し、修覆取立難成、依之、仮堂出来いたし 五尊を移し奉る也〕

一 元禄十六年^(癸卯)末十一月廿二日夜八ツ時、大地震落合ニ家数五十余軒不^(元禄十七年)残破却、此節当寺本堂梁柱不^(元禄十七年)残損し、修覆取立難成、依之、仮堂出来いたし 五尊を移し奉る也

『喜楽山長徳寺誌』より
(上落合長徳寺蔵)

とあります。天保期の戸数が三〇戸(『新編相模国風土記稿』(一八四一年成立)からすると、この五十余軒と数が合いませんが、下落合村と合わせた軒数でしょうか。いずれにしろ、村内大多数の民家が押し潰され、寺院も修復不能状態になってしまいました。

また、下古沢村(厚木市)日蓮宗本照寺過去帳にも

〔大地震 元禄拾六癸未歲十一月廿二日夜八ツ時分、国中ニ而^(元禄十七年)死スル者式拾万人餘 此時寺潰レ西ノ年堂建立仕、申ノ年ニ七月中旬 右地引仕、西ノ二月頃地行ス(以下略)〕

とあり、本堂が倒潰し宝永元年(一七〇四)から翌二年(一七〇五)にかけて再建されています(『厚木の民俗』154頁)。

厚木市内では、元禄大震災の記録が少なく、その詳細は限定的なものになりますが、残された資料や墓石等からすると、村々の被害は相当の規模であったことが、推測できます。

5 相模川河口須賀湊その他村々の被害

相模川下流の大住郡須賀村(平塚市)に位置する須賀湊は、江戸や伊豆方面からの物資の集散地として重要な役割を果たしていました。相模川から流れ下った薪炭、年貢米・木材等を廻船に積み替えるための湊がありましたが、この大地震の津波により埋まってしまい、船を着ける船掛場がなくなってしまう。須賀村では廻船商売に差支えるため、流路の御普請を幕府に願っています(『平塚市史』2資料編近世(1)資料21)。

また、「祐之地震道記」(『鎌倉市史』近世近代紀

近世地震関係略年表

年代	西暦	摘要
寛永10年 1月20日	1633	相模・伊豆大地震、小田原一駅ごとごとく破潰し、民屋一字ものこらず、泥水湧出、箱根山より岩石崩れ落ちて死者多数
正保 4年 5月14日	1647	小田原城石垣崩れる、江戸城中石垣5~6間崩れる
慶安 2年 6月20日	1649	江戸大地震、城内各所の石垣は破損し、家屋損壊多数
元禄10年 10月12日	1697	鎌倉鶴岡八幡宮の鳥居が倒れる
元禄16年 11月22日	1703	江戸、小田原地震、伊豆・房総方面津波発生
宝永 4年 10月 4日	1707	大地震(豆州~大坂方面) 東海道筋被害
宝永 4年 11月23日	1707	富士山噴火、降灰被害甚大
天明2年 7月14日~15日	1782	江戸・小田原大地震
安政元年 11月 4日	1854	江戸・箱根山地震
安政 2年 10月 2日	1855	安政江戸大地震

(注)『小田原市史』『徳川実紀』『続徳川実紀』『厚木市史』近世資料編(6)から作成

行地誌編138頁)から、街道や渡船の様子を見てみましょう。梨木祐之は元禄十六年十一月二十一日、京都賀茂を目指して江戸を旅立ちました。この日、戸塚駅に到着、宿で就寝中に地震に遭遇、立ち上がることも出来ず、漸く宿庭に出て付近の空き地を見つければ、そこにうずくまつて難を逃れました。街道には左右の人家が倒れ、崩れ落ちた家の屋根の上を歩いて脱出、大地が引き破れ、溝溜のごとく泥水湧き出でると記されています。所謂液状化現象が生じたと見ることが出来ます。

十一月二十六日、祐之は馬入(平塚市・相模川河口付近)の渡しに掛かりました。ここでは、次のように記されています。

「馬入渡船も、廿二日の夜潮満て、舟共沖へ浪にとられたりとして、廿三日の夕方は、舟一艘にて旅客を渡しけるとぞ。今日は船三艘有て、旅人を渡す。潮盈たりとて、半里計川上へまわりて

舟に乗也。馬入の在所も、残りたるいゑ(家)もなく、みな頼れてみへ渡る。やわた町(八幡村)の松林は、木の倒れたる体もみえざりしが、町屋は馬入村とおなじ。平塚駅も残りたる人家なし。」

大磯駅では二十二日の夜、地震の時、高浪が来襲、沖の漁船多数破損しました。また大磯沖に五〇〇石積船と三〇〇石積の二艘が停泊していましたが、三〇〇石積み船は、磯へ打ちあげられ五〇〇石積船は辛くも磯際で停船、翌朝二艘の船は伊豆方面に向かって漕ぎ帰って行った、と記されています。この外、多数の地震死亡者の記述が見られ、地震の激しさ恐ろしさが記述されています。

また、大住郡金目川(平塚市)では、この地震により川瀬が高くなり少しの出水でも堤が押し切れそうになり、川浚いが必要となる被害も生じています(『平塚市史』4資料編近世(3)資料43)。

相模の大山(雨降山)は、古くから大山信仰として庶民の尊崇を集めて来ましたが、この地震で不動堂が傾壊し、宝永元年(一七〇四)五月十九日、幕府から構造料二千両、榑木五千挺が与えられています(『徳川実紀』第6編540頁)。

愛甲郡煤ヶ谷村・宮ヶ瀬村両村では幕府に毎年塩鮎二〇〇尾を上納していましたが、地震により砂川となり鮎がいなくなり代永納(金銭で代わりに納めること)となりました(『神奈川県史』資料編6近世(3)幕領1資料258)。

また高座郡羽鳥村(藤沢市)では、地震で水田の地形が高くなり(隆起)、以後用水が不足し日照りに苦しむこととなりました(『神奈川県史』資料編

6 近世(3)幕領1 資料274)

こうしたことから、各地で家屋の倒壊、街道の寸断、山林・崖地の崩壊、堤の隆起・崩落等が生じたものと思われれます。

6 おわりに

以上、江戸、小田原城下、厚木、大住郡須賀湊等々の様子を見てきました。元禄十六年に発生した大地震の特徴は、津波と地盤隆起、液状化が特徴と言えるでしょう。現在判明している資料、記録等が少ない中で、およそ被害状況が分かることと思います。江戸時代中期、領主や庶民の地震災害への心構えや備えがどのようなものであったか不明ですが、津波や液状化に襲われ、人家も壊滅的被害を蒙ったことが理解できます。

大地震の人的被害は、『小田原市史』によると関東八ヶ国で二〇万七、三二三人が亡くなった、と記されています。この数値がそのまま事実を伝えているかは、ここでは判断できませんが、少なくとも死者・負傷者、建物・道路等を含め甚大な被害が生じたことは事実でしょう。

元禄期は地震が多く、この大地震で宝永と改元されました。しかし、その四年後の宝永四年(一七〇七)十月四日、再び大地震が発生、翌十一月二十三日には富士山噴火と短期間で大災害が続くこととなります。このことについては、機会を見て紹介することにしましょう。

石造物から考える震災、戦争

厚木市郷土資料館学芸員 大野 一郎

石造物に信仰的な意味だけでなく、民俗文化財的意義を認めることに異論はないでしょう。

しかし、新しい記念碑となるとどうでしょう。昨年、東日本大震災以降盛んにみられた震災関連碑の報道を受け、厚木地域の震災碑を改めて見直してみました。ここでは、近現代の建碑になる新しい石造物の意味について考えてみたいと思います。

先の報告では、地域の関東大震災に関する記念碑（下表参照）を取り上げ、建碑の意味から、①災害復興碑、②災害供養碑、そして③災害記念碑の三つに大きく分けてみました。

「災害碑」には、災害を振り返って建てられた①災害復興碑、そして罹災死者の死を悼み、大祥忌命日などにあわせ、寺院、墓地に建立される②災害供養碑、この二つに加えて災害を文字ではなく鳥居など石造物の残骸を転用し「大震災記念」などと追刻を施した③災害記念碑があるのではないかと考えたのです。



旧鳥居(岡田 三島神社所在)

その後も、郷土資料館の市民講座「石造物を調べる会」の方々と地域の社寺を回っていますが、早速、三島神社(岡田)で報告時には未調査だった鳥居転用の災害記念碑銘(次掲一覧表No.12)に出会いました。

「追刻」此ノ鳥居ハ明治三十三年九月再建セシガ大正十二年九月一日関東大震災ノ厄ニ遭遇シ倒覆挫折セシタメ修理ヲ加ヘシモ昭和十五年二月十一日突如大破シ最早修理ノ術ナシ 依テ皇紀二千六百年記念事業トシテ氏子ニ囿リシニ造営ノ議忽チ整ヒ工成リシヲ以テ茲ニ保存ス」

碑文の状態から、大震災で破損し、修理された当該碑は①と③を兼ねたものといえます。追刻が復興記念を、残骸を使用することで震災への警告を意味するものとなっております。

この碑と同様に、壊れたままで放置されている鳥居等は③災害記念碑と同じ思いから意識的に残されていた可能性があります。前回の報告では保留にしておきましたが、三島神社の災害碑からも見当外れの考えではない、この思いを強くしました。

一方、災害記念碑を民俗文化財として考えてみると、使われなくなった石臼の処理法との類似点が見えてきます。壊れて使われなくなった石臼等を道祖神の祭場、神社の境内に納められるのと同じ心意が感じられます。

石臼同様、鳥居のもつ呪術性、道具の

廃棄に際する供養といった観点からも考える必要があるのかもしれませんが。

災害碑だけではなく、新しい金石文はさほど注意される存在とは云えません。しかし、戦後六十年以上が経ち、語る人も少なくなった現在、多くの墓地で見かけられる戦没者個人の履歴を刻んだ墓碑銘にも目を向けるべきでしょう。行政資料とオーラルヒストリー(口碑)、つまり公私の中間的な意味合いを持つ資料としての価値が高まっています。また近年研究が進む忠魂碑についても、より多角的に分析していくべきだと考えられます。石造物を文化財として捉え、さまざまな情報を記録し考えることは、歴史を明らかにす

厚木市内関東大震災に関する記念碑一覧表

No.	所在地	年代	種類	出典	備考
1	相川中学校(現) (酒井 1981-1)	大正 13 年 (1924)	①	『厚木の石造物(記念碑)』66頁	出典記載当時は相川小学校
2	子易神社(戸田 474)	昭和 10 年 (1935)	①	『厚木の石造物(記念碑)』67頁	
3	七沢浅間山参道左入口	明治 37 年 (1904)	②	『厚木の石造物(記念碑)』68頁	横死者供養碑
4	厚木神社(厚木町 3-8)	大正 13 年 (1924)	①	『厚木の石造物(記念碑)』65頁	正面「あゝ九月一日」
5	厚木神社(厚木町 3-8)	大正 13 年 (1924)	③	【新】	鳥居転用。正面「大震災倒壊 大正十二年九月一日」
6	三島神社(岡田 4-19-5)	昭和 3 年 (1928)	①	『神社の文化財』9 頁	
7	宝増寺(上古沢 1189)	大正 14 年 (1925)	②	『厚木の石造物(記念碑)』66頁	横死者供養碑
8	三島神社(岡田 4-19-5)	明治 33 年 (1900)	③	『神社の文化財』9 頁	鳥居転用
9	長徳寺(上落合 669)	大正 12 年 (1923)	②	『厚木の石造物(記念碑)』67頁	
10	三嶋神社(恩名 3-9-6)	天保 12 年 (1841)	③	【新】	鳥居転用。正面「震災記念」左面「維時 天保十二年正月初夏摩訶日再建焉」
11	八幡神社(戸田 1055)	昭和 4 年 (1929)	①	『厚木の石造物(記念碑)』67頁	
12	三島神社(岡田 4-19-5)	昭和 15 年 (1940)	①	【新】	追刻銘は本文参照
13	子神社(戸室 4-8-7)		③	【新】	鳥居転用。「本殿之舊址」

るだけでなく、亡くなった方への慰霊にもつながるのではないのでしょうか。市民の方とともに考えていきたいと思います。

(1)「鳥居転用の震災記念碑」「民具マンスリー」44-8 (神奈川県日本常民文化研究所、二〇一一年)

(2)表は「厚木の石造物(記念碑)」「厚木市教育委員会、一九七〇年)から作成。「関東大震災を刻んだ石碑」「80年目の記憶―関東大震災といま―(神奈川県立歴史博物館二〇〇三年)には、厚木市内のものとして、①②に分類される七基取り上げられているが、③は非掲載。

(3)厚木市郷土資料館の市民講座「石造物を調べる会」では、個人墓であっても玉垣に「村中」など共同祭祀の跡がみられたものについては調査しています。今後は、プライベートの問題を考えつつ、個人墓調査の必要性を感じています。

(4)例えば、天宗寺(厚木市下津古久)の「日露役戦死病歿群霏之塔」に刻まれた「霏(雨冠に神)」「(写真)」という文字の使用に現れた戦没者の祀り方から、垣間見られるムラ人の宗教観について「郷土資料館ニュースNo.150」でふれました。



日露役戦死病歿群霏之塔(部分)
(下津古久 天宗寺所在)

■平成二十三年度 厚木市歴史講演会講演録

游相日記と厚木―渡辺華山来遊から百八十年―

講師 神崎彰利氏(厚木市史編集委員会委員)

日時 平成23年11月13日(日) 午後2時から

場所 厚木市ヤングコミュニケーションセンター 5階 大会議室

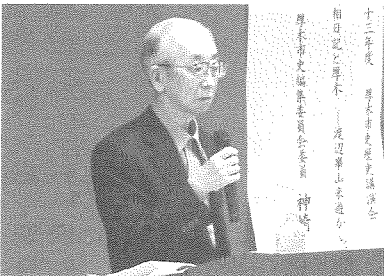
参加者 一二〇人

【講演要旨】

私は厚木の生まれで、このそばの小学校に四年生までいました。厚木は生まれた所、育った所で愛着があります。そのために厚木市史をやらせていただいています。まだまだ終わっていません。これまでに資料の提供など皆様方に多大なご支援をいただきました。高いところからですがお礼を申し上げます。今後ともよろしくご指導いただきたいと思います。

1 渡辺華山について

渡辺華山は百八十年前に厚木へやってまいりました。私は華山に縁がありまして、現地(愛知県田原市)に調査に行きましたが、華山について私はちよつと辛辣な考えを持っています。華山は近世の中でもとびぬけた文人・思想家という評価をされている人です。それを前提として今日の話を聞いていただき、最後のところではたして一概に手放



講師 神崎 彰利氏

してそのように理解していかどうか、その辺のところもお話してきたいと思います。

2 渡辺華山の絵と書

華山は有名な文人で画家でもありますが、その画才は高く評価されています。武芸もできたので、まさに文武両道でしたが、その絵と書は多く残っています。お手持ちの資料でご覧いただく絵と書は古書目録からとりました。華山の絵はだいたい百万円前後で出ています。

3 天保二年の游相

問題はなぜ華山が相模にやって来たか、ということ。華山は前田原藩藩主の弟(三宅友信)の内命を受けて厚木までやってきました。「自分を産んでくれた母親(お銀さん)の消息を聞いていない、心配である、相模国の綾瀬の方まで行って尋ねてきてくれ」という命令を受けたわけです。内命でしたのでお供は高木梧庵一人連れて游相の旅に出ました。

お銀さんは早川(現綾瀬市)に住んでいました。が、(隣村の)小園村(同市)の農民大川清蔵と再婚しそこで生活していました。小園でお銀さんと面会して十何年ぶりの再会で涙にくれた、という事が日記に書いてあります。お銀さんのお墓は今も綾瀬に残っています。

(1) 厚木での華山の行動

華山は天保二年(一八三一)九月二十二日に厚木に着いて、厚木天王町の旅籠屋万年屋平兵衛に宿泊し、華山の行動がここから始まります。当時

の厚木は矢倉沢往還の陸上交通と相模川の河川交通の中心地でありました。また相模の中でも文化の中心地でもありました。華山は「この繁栄ぶりは江戸と変わらない。」ということを日記に書いています。華山は非常に酒好きでありました。宿の亭主に頼んで多くの人に来てもらいました。(挿図の「客舎酔舞図」によると)華山はのんびりで話し好きですが、あんがい早く酔ってしまいますね。ここでは酔いながらみんなの話を聞いている、「予酔臥」というところです。

(2) 君主交代論

華山は集まった人の中で唐沢蘭齋に厚木の状況を聞いています。蘭齋は「厚木が藩の所領ではなく、旗本、あるいは幕府の直轄地であるならいい」と答えました。なぜなら「旗本領や幕領だと願いが早く聞いてもらえるからだ」というような事を言っています。当時厚木が下野国烏山藩領で、唐沢蘭齋という知識人から批判的にそのような話が出たのは、武士たる華山にとってはどうも思いがけない返事だったようです。現在の領主を否定しているわけで、華山はこの時の日記に一言「余聞きて愕然たり」と書いています。

二十四日には酒井村の住人で名主、酒井彦八(駿河屋彦八)に会います。華山が見たこの人は非常に素朴な人である、と評価しています。彦八に華山は「何か不足に思うことあるか」と聞き、最後に彦八は「今の殿様は慈悲の心が全くない。厚木の方に少しでも隙があれば、御用金だ、年貢だと取り上げようと窺っている。我々は困っている。このような事から脱却するには、殿様を取り換える以

外これから逃れる道は全くない。」と答えました。

この領主を交代させる、という事は中国古代に出てきた一つの思想「放伐論」にあたり、華山ほどの学者ですから、この論の事は十分知っていました。しかし村の名主である農民の彦八が、堂々と「放伐論」を述べた、という事は華山にとっては驚きであります。もちろん彦八は「放伐論」なる論を知っているはずがありません。これは当時の社会を全面的に否定するような一つの思想です。これを聞いた華山はあくまで武士世界の人であるから、愕然として「おまえの考えは犬にも劣る考えである」と彦八を罵倒しました。

ここに一つの問題があります。華山と言う人は当代一流の思想家・文人・画家と評価されています。しかし庶民の中に降りてくれば、考えの大きな違いがここに出てきており、彦八の言った事は武士社会の全面的な否定ともなります。華山が最高の知識人であると言っても、武士としての思想の限界があり、庶民の持つている考えの方がより現実的で将来を見通しているような考え方が出てきている、それに華山が追い付いていない、という事です。当時の一般庶民の中にはすでに武士、あるいは武士社会、大きく言えば江戸幕府の社会を否定するような思想が芽生えている、という事の証明が華山の日記から読みとれる事ができると思えます。華山がこういう例に会い、書きとめたのは游相日記だけで、このわずかな記事の中から華山の武士としての思想の限界、思想のあり方、また現実の社会に暮らしている庶民の生活の中から出てきたものの考え方、これがここに明確に出ています。そういう意味でこの日記はより重要な性格を持ったものとして、改めてこれを再検討する

必要があると思っています。華山のこの旅日記は、単に厚木に遊びに来たというのではなく、華山のものの考え方の本意を問わずもここで露呈していると見る唯一の記録である、そのように游相日記を評価していいのではないかと考えられます。

幕末になると荻野山中藩陣屋焼き討ち事件があり、討幕の志士を通じて庶民が多く加わったこの事件が一つのきっかけとなって明治維新がおきています。天保二年というまだ混乱の中ではない状況で、厚木の庶民にはこうした君主交代論に該当する明確な思想がみられていたということになり、それを伝える日記の重要性と当時の駿河屋彦八が持つていた思想、こういう考え方をもちと広く集める事によって当時の庶民の思想の体系化ができるのではないかと思います。

以上華山の問題についてお話しさせていただきました。今日は最後の重要な問題をみなさんにご理解いただくという事で話を終りにさせていただきます。(進本記)長時間のご清聴ありがとうございました。

本稿は事務局が講演の要旨をまとめたものです。『游相日記』については、『厚本市史』近世資料編(6)村むらと生活他でも触れています。そちらもご覧ください。

事務局からのお願い

『厚本市史』近代・現代編編さんのため、古い資料や昔の写真などの情報を集めています。聞き取り調査も行いたいと思っています。戦時中の体験等厚木市域に関してお話しただけの方、御連絡ください。特に、戦争体験等について、お話しただけの方を探しています。

近世資料編を読むために(4)

一番古い年貢関係文書など

厚木市史編集委員会近世編部会

部長 神崎 彰利

本誌第五号において、相武(神奈川県)の年貢関係文書の中でも特徴のある事例として温水村渡辺領文書についてごく簡単に紹介し、詳細は後日としましたが、本号でそのへんのことを紹介しておきます。

対象とする地域は温水村渡辺領・土屋領で、いずれも年貢の取り方についてのことです。近世の年貢の取り方は幕府・旗本領を問わず大別して「厘取り」「反取り」「検見法」「定免法」等があります。ごく一般的に言えば、毎年の作柄を見つけて年貢を決定する「検見法」が近世前期から、一方の「定免法」は過去数年の年貢高の平均を基準とし、一定期間年貢高を固定する方法で、幕府では八代將軍徳川吉宗の治世、享保改革の一端として享保七年(一七二二)から実施されました。

旗本領における定免法実施は幕府に先行し相模国西富岡村(伊勢原市)戸田領の寛文六年(一六六六)で、これに次ぐのが市域の温水村土屋領の延宝二年(一六七四)の三か年定免です。そして温水村相給の渡辺領でも天和三年(一六八三)から五か年定免としています。そのことは『角川日本史辞典』に筆者の検討が、採用されています。当時温水村は三浦領・渡辺領・土屋領・木村領・幕府領の五給からなっています。右のうち、天和三年の五か年定免指紙を挙げると次のようです(『厚木市史』近世資料編(2) 578頁)。

指紙之事

高合百五拾九石

此取俵ニシテ

米合式百式拾五俵者 可納辻

右之通、亥之年卯ノ迄、五ヶ年常免ニ申付ル者也、仍指紙如件

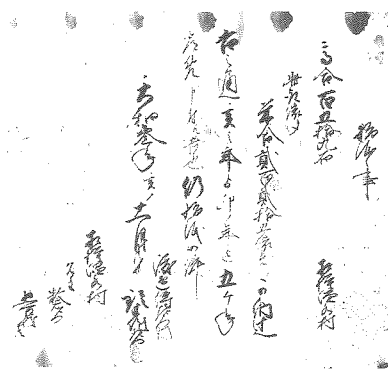
渡辺傳左衛門内

天和参年十一月廿日 鈴木作左衛門

相摸温水村

数右衛門

惣百姓共



温水村年貢五カ年定免指紙(渡辺領) 縦30.5×横34.0cm(奥田忠重氏蔵)

年貢の取り方についても一つの問題は「土免制」と言うことです。改めて言うまでもなく、年貢は領主が一方的に賦課するものであり、これこそ領主権の象徴的な発動であります。これに対して「土免制」という年貢の取り方があります。この「土免制」とは、領主と農民が相対で年貢を決定する方法です。これは主に近畿・中部地方に行われたことで、相武の地では僅か三例にすぎません。その一つが温水村渡辺領で確認できます。その文書は、元禄十年(一六九七)二月「温水村年貢

辻高二百二十五俵定免願」(『前同書』586頁)で、「相州温水村御知行当御取付之儀、拙者共願上ヶ申候得者、土免ニ只今御請合」とあり、これは実は、関東における土免制存在の初確認です(後述)。

編集後記

市史編さん事業では、平成25年度の刊行を目標に、『厚木市史』民俗編(1)民俗記録集の編さんを行っています。現在、資料選定の真最中です。「民俗」というと、お祭りや年中行事の写真や映像が浮かんでくるかもしれませんが、人々の毎日の生活から生み出された様々な習わしや習慣も含まれます。『民俗記録集』では古文書等の記録を通じて、親から子へ孫へと長きに渡り引き継がれてきた暮らしに光を当てたいと思っています。

歴史講演会のお知らせ

「都市と農村の食文化 -江戸時代を中心に-」

講師 原田信男先生(国士舘大学教授)
日時 平成24年10月28日(日) 午後2時から
場所 ヤングコミュニティセンター5階

江戸時代、私たちの祖先はどのような食事をしていたのでしょうか。都市と、農村の違いはあったのでしょうか。大都市の江戸と、関東の農村の食文化の比較を通して、今につながる食生活を考えます。



厚木市史たより 第六号

平成24年8月1日発行

編集 厚木市教育委員会文化財保護課

発行 厚木市

住所 神奈川県厚木市中町3-17-17

電話 046-225-1206

FAX 046-223-0086

「厚木市史たより」は厚木市ホームページにも掲載しています。